



平成 28 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社エクセル
代表者名 代表取締役社長 大滝 伸明
(コード番号 7591 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 岩田 勉
(TEL 03-5733-8402)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念 Ex21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に順守を求める。
 - ②「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性確保等、内部統制全般の管理統轄を行う。
 - ③監査室によるモニタリングのほか、内部通報規程に基づき、法令・定款等に違反する行為や企業倫理違反行為等の内容を会社に通報する窓口を社外及び社内に設置し、社内自浄能力の向上を図る。また、通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁ずる。
 - ④反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、所轄警察署と連携し、毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。
 - ②上記の情報について、取締役が必要時に検索、閲覧可能な体制を維持する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①事業活動・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの他、様々な潜在的リスクの抽出・評価・対策に取り組むとともに、リスクが発生した際は、対策チームを設置し、迅速に対処する。
 - ②事業環境の変化等に応じて、リスク管理体制や債権管理規程、在庫管理規程等の関連規程を見直し、当社グループの取締役及び使用人にその内容を周知徹底する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①執行役員制度を活用し、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、迅速かつ

効率的な経営を推進する。

- ②取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③業務令、業務分掌規程、職務権限規程等において、業務執行の責任者及び権限を定め、効率的な意思決定を図る。

5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に対する役員の派遣等を通じて、グループ会社の運営を監視、監督する他、監査室が当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守等の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- ②グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ適宜報告することを義務付ける。
- ③当社グループ全体の中期経営計画及び年度事業計画の策定並びに当社グループ全体の経営指標の導入等を通じ、当社グループにおける職務の執行が効率的に行われる体制の整備に取り組む。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その独立性及び指示の実効性を確保するため、任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得る。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人から監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項や重大な法令・定款違反行為を発見したときは、監査等委員会に報告する。
また、当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、業務執行状況の報告を行うとともに、業務及び財産の調査に協力する。
- ②監査等委員会に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会等の重要会議に出席する機会を確保する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換会を開催する。
- ②監査室は、監査等委員会と定期的に情報及び意見交換を行い、監査の実効性の向上に努める。

以 上